

【仙台市生活保護法等指定介護機関の皆様へ】

令和5年10月から生活保護受給者全員の

受給者番号が変更となります。

生活保護の医療扶助におけるマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認の導入に伴い、仙台市では令和5年10月分の医療券・調剤券より、生活保護を受給している方全員の受給者番号が変更となります。

介護券は医療券・調剤券と同一の受給者番号を使用しているため、介護券についても令和5年10月分より受給者番号が変更となります。新しい受給者番号は、各福祉事務所から発行される10月分以降の介護券をご確認ください。介護報酬請求時には、対象月の受給者番号を必ずご確認くださいますようお願いいたします。

※令和5年9月分以前の介護券は、発行された時期にかかわらず、現在の受給者番号が記載されます。

※誤った受給者番号で請求した場合、返戻となる場合があります。

【問い合わせ先】

●医療扶助オンライン資格確認、受給者番号、指定介護機関の指定について
健康福祉局保護自立支援課 022-214-8160（直通）

●個別の受給者の介護券について

青葉福祉事務所保護第一課 022-225-7211（代表）

青葉福祉事務所宮城管理課 022-392-2111（代表）

宮城野福祉事務所保護課 022-291-2111（代表）

若林福祉事務所保護課 022-282-1111（代表）

太白福祉事務所保護第一課 022-247-1111（代表）

泉福祉事務所保護課 022-372-3111（代表）